

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削る。

附則第6条第2号中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3号中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4号中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5号中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6号中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7号中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8号中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9号中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10号中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11号中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12号中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

2 改正後の第12条の2の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和4年8月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄